

京都府入札監視委員会（令和元年度第3回）議事概要

開催日時及び場所	令和2年3月27日(金) 午後1時30分～午後3時30分 御所西京都平安ホテル 白河		
出席委員氏名(職業)	委員長 <small>あほ</small> 安 <small>よしひろ</small> 保 嘉 博(弁護士) 委員 <small>うの</small> 宇 野 <small>のぶひろ</small> 伸 宏(京都大学大学院工学研究科教授) 委員 <small>かなお</small> 金 尾 <small>いおり</small> 伊 織(京都工芸繊維大学工学科学部教授) 委員 <small>すえまつ</small> 末 松 <small>ちひろ</small> 千 尋(京都大学経営管理大学院教授) 委員 <small>やました</small> 山 下 <small>のぶこ</small> 信 子(弁護士)		
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ(佃総務部副部長) 3 議事 (1) 入札及び契約手続の運用状況等について (2) 抽出案件に関する入札経緯等について (3) 次回抽出委員の選出等 (4) 次回開催日程の調整 4 閉会		
審 議 対 象 期 間	令和元年8月1日～令和元年11月30日		
審 議 対 象 件 数	[工事] 505件	[物品] 139件	[プロポーザル] 43件
内 訳	一般競争入札	465件	131件
	指名競争入札	31件	4件
	随意契約	9件	4件
抽 出 案 件	4件	1件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 委員会において、具申すべき特段の意見等はない。 なお、各委員から出された意見・質問について、今後の入札契約執行の参考にするとともに、「公契約大綱」に基づいた取り組みを進められるよう努力願いたい。		

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
<p>○物品の落札率について、昨年度の同時期は84.4%で、今回対象期間は78.5%と大きく下がっているが、原因は何か。</p> <p>○物品の落札率については毎年大きく変動するという理解で良いか。</p>	<p>○物品の落札率については傾向をつかみにくいため、一律に論ずるのは難しいですが、在庫を多く抱えていたなどの事情があると落札率が低くなることもあり、今回はそういった物品が比較的多かったのではないかと考えています。</p> <p>○そのとおりです。</p>

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①^平 急傾斜地崩壊対策（防災安全）工事他3件

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○施工場所は地理的に離れているように見えるが、なぜこの案件を一つにして発注したのか。</p> <p>○仮にこの工事を3件に分けて発注した場合、参加者が増える可能性はあったか。</p> <p>○それでは、別の工事を更に含めて、より多くの工事をまとめて発注した方が良かったということか。</p> <p>○この土地の所有者は誰になるのか。</p> <p>○崩落後に用地買収を行うこともあるということか。</p>	<p>○この時期、多くの災害復旧工事があり、少しでも事業を遂行していくために、同じ防災系の工事をまとめました。</p> <p>○この時点で、丹後土木事務所発注の案件では一者入札案件が20件ほど、参加者がいない入札不調が10件ほど発生するという、厳しい入札環境にありました。 仮に分割して発注した場合、それぞれの工事に技術者を配置する必要があるため、今回のように1つの工事として発注した方が多くの業者に参加していただけたと考えました。</p> <p>○本案件のように複数工事をまとめて、発注ロットを大きくするという事はこれまでからも行っていますが、どこまでまとめるかを一律的に定めるのは難しく、今回は予定価格が1億円弱になる程度にまとめたということです。</p> <p>○急傾斜地については、用地買収を行っており京都府が所有しています。災害復旧工事の方はいわゆる公の敷地（河川敷）です。</p> <p>○そういった場合もあり得ます。今回は、事前に危険地と指定していた場所を用地買収して、予</p>

意見・質問	回答等
<p>○変更契約を行っているが、どういった変更内容か。</p> <p>○参加可能業者はどの程度いるのか。</p> <p>○8034、8151の工事と平の工事では工事の種類、難易度が異なり、後者は難しいもののように思う。簡単な工事をまとめて発注するならば効率が良くなるのも理解できるが、難易度の高い工事を含めてしまうと、逆効果になるのではないか。</p> <p>○参加可能業者が82者いるにもかかわらず、1者のみの参加となっていることを考えると、工事の種類や難易度の違いが影響したかかもしれない。今後の発注ではその点も検討してほしい。</p> <p>○参加者1者で落札率100%というのは競争性という観点で見ると望ましくない。今後、こういったことが起こらないよう工夫されることは何かないか。</p> <p>○入札制度等検討委員会の方でも災害関連案件については議論があり、災害関連工事については随意契約でも仕方ないのではという意見もある。今回のように予防的な工事についても、類型化して競争性を確保するものとそうでないものを</p>	<p>防工事を行ったものです。</p> <p>○法面工事について、仮設部分で少し変更がありました。</p> <p>○今回工事に参加できる業者は82者です。そのうち、丹後土木事務所管内の業者は30者です。</p> <p>○工事の進め方や種類は異なっていますが、防災系の工事という括りでまとめており、防災系の工事が得意な業者であれば、河川工事でも法面工事でも問題なく力を発揮できると考えています。</p> <p>○この時期は北部の3土木事務所で、災害復旧工事案件について一者入札が散見され、入札不調も数多く発生していました。翌年の6月の出水期までに復旧したいという思いもあり、先ほど申し上げたロットを大きくする工夫や、逆に小さくして技術者の専任要件を不要とする工夫なども行いました。地元の建設業協会と意見交換を行い、業者の手持工事や下請の状況を把握するなど、できる限り不調が発生しないよう努めました。ただ、競争性を追求する観点から一者入札は望ましくないと考えておりますので、要件設定や工事内容を見直して競争性を高めていきたいと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>分けるなどの分析等を進めて計画を作ってもらえればと思う。</p> <p>○緊急性のある工事については、要件を満たしているならば随意契約を行ってもらえばよいと思うが、今回の案件については一般競争入札で業者を選定している。それならば、やはり一者入札で落札率 100%というのは望ましくない。今後、こういった入札が出ないような対応策はないか。</p>	<p>○一者入札となった場合は競争性を確保するため、一度立ち止まって要件等を見直せないか検討し、場合によっては中止するなどの取扱いを決めており、できる限り一者入札が発生しないよう努めております。</p> <p>これに加えて、ロットを大きくするなど、発注段階で1者とならないような工夫も引き続き検討してまいります。</p>

②新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（主体工事）（再）

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○資材について市場調査を行った結果、補正予算がついたとのことだった。土木工事では歩掛や単価表が定められているが、建築工事ではどのようなになっているのか。</p> <p>○補正予算はどの程度ついたのでか。</p> <p>○落札業者の所在地はどこか。</p>	<p>○建築工事についても積算基準が定められており、それに基づいて歩掛や単価が決まっていますが、今回は特殊な資材が多くあり、それらについてはメーカーから見積を徴取して積算しています。</p> <p>○約3億円程度です。</p> <p>○資料2-56に記載しておりますが、それぞれ八幡市、城陽市、井手町の業者で全て府内業者となっております。</p>

③関西文化学術研究都市記念公園 公共都市公園施設整備（防災・安全）工事 …指名競争

意見・質問	回答等
<p>○本工事は老朽化に伴う改修工事か。</p> <p>○天井工事であれば、面積が大きくなると耐震基準があると思うが、そういった部分についても仕様を満たしているのか。</p> <p>○予定価格に対して安価な価格で落札されているが、発注側が求めていた仕様をしっかりと満たしているか確認をしているか。</p>	<p>○そのとおりです。</p> <p>○本案件は電気工事ですが、併せて建築工事も発注しており、そちらでは耐震性などの仕様を満たしています。</p> <p>○仕様を満たしているかは完成検査等で確認しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○当初の一般競争入札は不調に終わっているが、随意契約の際に予定価格は変わっていないのか。また随意契約の際の価格交渉はどのようになっているか。</p> <p>○同一路線で同種工事を実施している業者に随意契約をしたとのことだが、どの程度工期が近かったのか。また、二つの工事がある種一体化する形だが、工事費の削減が期待できるのではないか。</p> <p>○国土強靱化計画により工事の発注が全国的に増えているため人手不足となっているという説明があったが、今回のように不調となると事務的に非常に非効率だと思う。今後、何か対策はあるのか。</p>	<p>○本工事の一般競争入札は予定価格事後公表案件でしたので、入札の際には予定価格は一切公表していませんでした。 随意契約は業者から見積書を出してもらい、それが予定価格の範囲内であれば契約となります。今回は見積書の金額が予定価格よりも若干低い金額となりました。 随意契約の際の見積の経過等については、資料4-16を御覧いただければと思います。</p> <p>○工期については相当期間重なっていました。 工事費については、大ロットになれば安くすむという考えもありますが、今回は新たな工事ということですので、別工事としての通常の経費を容認しました。 国土交通省が出している監理技術者制度運用マニュアルでは、関連した工事で随意契約については同一の技術者で構わないという部分があり、それを今回活用しています。 平成31年度補正予算のため、今年度中に工事を終える必要があり、3度目の入札には至りませんでした。</p> <p>○一方で競争性を求めながら、他方で災害復旧工事や特殊工事を進めていくというバランスをとっていく必要があります。府としては、年間の発注見通しやスケジュールを公表することで、業者側も事前に準備できるように対応していこうと考えております。 例年、年度初めに箇所決定を、また3か月ごとに発注見通しを公表しており、できる限りどの時期にどれだけの工事が発注されるかを公表しています。これは業者の方からも注目されているところです。 また、フレックス工期制度という、開始時期を一定期間内で業者から選択してもらおう制度も活用し、技術者をある程度柔軟に配置できるようにして、参加者が増えるような取組を進めています。</p>

⑤窯業用フィルタープレス等

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○物品について、一般競争と指名競争はどのように使い分けているのか。</p> <p>○資料 5-1 で1者とあるが、参加資格がある業者は1者だけなのか。</p> <p>○この物品は、需要が多くなく、汎用性のあるものではないということか。オーダーメイドということか。</p> <p>○参加可能業者が3者とのことだったが、それは府内業者のみか。府外に広げればまだ他にも参加可能業者がいるか。</p>	<p>○基本的に本委員会の対象となる予定価格 160 万円以上の案件は一般競争入札です。</p> <p>○専門校で把握している参加可能業者は3者ほどです。御指摘の記載は参加申請をした業者のうち、参加資格があることを認めた業者数です。</p> <p>○同一構造の物品で大規模な工場などに設置するものなどがありますが、当校に合わせた規格のものはほとんどなく、結果的にオーダーメイドに近くなっています。</p> <p>○3者は府内企業です。 府外に範囲を広げれば他にも可能な業者はいるかもしれませんが、遠い場所から据え付け等にも来なければならず、それほど高額なものでもないため、参加してもらうのは難しいところだと考えています。</p>

⑥自治体スマートプロジェクト及び革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業

…随意契約(フポザル)

意見・質問	回答等
<p>○RPA が可能な業者は思いつく限りでも 20 者程度いるが、参加者が2者しかいなかった原因は何か。</p> <p>○どのように公募を行ったのか。</p> <p>○業務内容等から受注できないと思われたということはあるか。</p>	<p>○原因として思い当たることはありません。</p> <p>○HP で案件について公開しました。京都府の標準的な公募方法です。</p> <p>○地域が北海道、鹿児島にも及ぶこと、細かい作業が多いこと、担当者を実際に現地に配置する必要などがあることなどが、敬遠された理由と思われる。</p>

意見・質問	回答等
<p>○公募を見てもらえていないということはあるか。</p> <p>○金額が低くてもその後の利益につながるのであれば業者は参加してくる。今回の案件が今後の利益につながらないと考えられたということはあるか。</p> <p>○国からの予算ということだが、使い方に制限があるのか。</p> <p>○自治体間の連携や、業務の標準化が進めば大幅にコストダウンできると思われる。その点について、どのように考えているか。</p> <p>○国費 10 割ということだが、他の自治体で手を挙げた府県との情報共有や連携は行っているか。</p>	<p>○実際に提案があったのは2者ですが、説明会には3者が参加され、質疑は説明会に参加していない業者からもありましたので、少なくとも4者には認識いただいていた形跡があり、広く見ていると考えています。</p> <p>ただ、金額に見合わないと考えられて参加までは至らなかったのかと思います。</p> <p>○不参加の理由は確認しておらず、一概に言うことはできません。</p> <p>○制限は特にありませんでした。</p> <p>国の採択事業ということでいいますと、府としては6月から業務を始めたかったのですが、国の採択が遅かったため、業務期間が短かったという点は制限になったと考えています。</p> <p>○行政の業務については、法律や条例に則って行うため、3道府県で規則に大きな違いはないという結果となりました。また、3道府県とも申請書類の不備・不足や問い合わせが多数あることなど、入口部分で苦労している点は一致していました。</p> <p>対して、異なっていた点は裁量の範囲の違いで、産業廃棄物収集運搬業務の許可でいいますと、京都府は本庁と各保健所で行っていますが、北海道では各局のみで行い本庁では許可業務を行っておらず、鹿児島県では本庁が全て行っているという結果でした。</p> <p>○国に採択されたのは本グループのみで、他の応募者について総務省からは回答できないとのことだったため、連携等はできていません。</p>